

藤岡市建設工事書類簡素化要領

第1 目的

藤岡市建設工事書類簡素化要領（以下「本要領」という。）は以下を目的とする。

1. 工事書類の省略・簡素化

群馬県土木工事標準仕様書、公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）、公共住宅建設工事共通仕様書、建築物解体工事共通仕様書、及び建設工事必携（契約・仕様書編、管理・検査編）（以下「仕様書等」という。）に基づき、工事請負業者に対し提出を求めていた工事書類について、対象書類を見直し、省略・簡素化を図る。

2. 従来ルール of 徹底による工事書類の提出削減

仕様書等で現場保管や提示のみとされている工事書類が提出されていることから、従来ルールを徹底することによりばらつきを防止し、工事書類の提出削減を図る。

第2 対象工事

藤岡市及び市関連機関等が発注する建設工事を対象とする。

第3 実施方法

1. 工事書類の省略・簡素化

別添「藤岡市建設工事における提出書類一覧表」（以下「一覧表」という。）に基づき、仕様書等の記載内容の一部を別添「工事書類簡素化の方針」に読み替えて、運用することにより、工事書類の省略・簡素化を図る。

2. 従来ルール of 徹底化

「一覧表」に基づき、仕様書等の記載内容を別添「従来ルール of 徹底化の方針」で運用し、従来ルール of 徹底化を図り、工事書類を削減する。

3. 建築工事書類作成の従来ルール of 徹底化

別添「藤岡市建築工事における提出書類一覧表」「藤岡市電気設備・機械設備工事における提出書類一覧表」に基づき、仕様書等の記載内容の一部を別添「建築工事提出書類作成の手引き」に読み替えて運用することにより、従来ルール of 徹底化を図り、工事書類を削減する。

4. 負担軽減

電子メールを活用するなどして、電子化を推進するものとする。

第4 その他

本要領の施行により、工事書類の取扱い、現場での施工管理、検査等について問題の発生やその恐れがある場合には、総務部契約検査課長に速やかに報告するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、平成21年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。